

令和 8 年度 大和郡山市省エネ家電買換え促進事業 よくあるご質問

事業概要について

Q 事業の目的は何ですか？

A 物価高騰に伴う市民生活の支援、省エネ性能の高い家電製品への買い換への促進によるエネルギー利用の効率化・温室効果ガスの排出量削減、市内小売店舗の事業活動の振興などを目的としています。

Q 事業の概要を教えてください。

A 市内に住民票を置く市民（1世帯につき1回限り。申請者は原則として世帯主になります。）が、所定の購入期間中に、ご家庭でご使用の、エアコン、冷蔵庫、照明器具を、市内の登録店舗において、所定の省エネ性能を備えた同種の製品に買い換えて、申請を行った場合に、購入金額に応じて補助金を交付する事業です。

Q 補助金の申請期間はいつですか。申請期間中であれば、いつでも申請できますか。

A 申請期間は、令和8年11月2日（月）から令和9年2月1日（月）の16時（必着）までですが、補助申請額の総額が予算の上限（3,000万円）に到達した時点で、受付は終了となります。受付終了後は、申請期間中であっても申請していただくことはできません。

申請の対象者について

Q 購入者、申請者、補助金受取口座の名義人は、同一である必要がありますか？

A ①購入者※ ②申請者 ③補助金受取口座の名義人 は、必ず同一人になるようにしてください。

※ ここでいう「購入者」とは、登録店舗が発行する「大和郡山市省エネ家電販売明細書（兼証明書）」の「購入者欄」に記名された者をいいます。なお、登録店舗から交付されるレシート又は領収書に記載されているお名前は、「購入者」と同一世帯のご親族のお名前でも構いません。

Q 同じ世帯で2回申請できますか？

A 申請は1世帯あたり1回限りです。

Q 世帯主以外の世帯構成員が申請することはできますか。

A 原則として、住民票上の世帯主の方が、①購入者 ②申請者 ③補助金受取口座の名義人となるようにしてください。ただし、世帯主が病気で入院加療中の場合や、預貯金口座をお持ちでない場合など、どうしても申請者になれない場合は、それ以外の世帯構成員のうちのお1人の方が、①購入者 ②申請者 ③補助金受取口座の名義人 になるようにしてください。

Q 代理人による申請はできますか（郵送申請の場合）？

A 申請は、申請者本人によるものに限ります。ただし、申請者のご意向を受けて、第三者が書類を代筆していただくことは、差し支えありません。（※代筆は、必ず申請者ご本人のご意向を受けて行うようにしてください。）

Q 代理人による申請はできますか（オンライン申請の場合）？

A 申請は、申請者本人によるものに限りです。ただし、申請者のご意向を受けて、第三者がスマートフォン等の端末を操作し、申請していただくことは、差し支えありません。（※代理のスマートフォン等の操作は、必ず申請者ご本人のご意向を受けて行うようにしてください。）

Q 自分以外の所有物であるスマートフォン等を使って申請することはできますか？

A 申請に用いる端末に、特に制限はありませんので、申請できます。ただし、使用した端末には、申請に用いた個人情報が保存されますので、その取り扱いには十分ご注意ください。

Q 家族が代理で店舗に対象家電製品を購入しに行ってもいいですか。

A 申請者（原則として世帯主）の意向を受けて、代理の方が、登録店舗が発行する「大和郡山市省エネ家電販売明細書（兼証明書）」の購入者の氏名欄に、申請者のお名前を代筆していただけるのであれば、代理していただいても差し支えありません。ただし、登録店舗から交付されるレシート又は領収書に、申請者又は申請者の同居の親族以外の方のお名前が記入されている場合は、補助対象外となりますので、特にご注意ください（※レシート等に記載されるお名前については、あらかじめ、購入される登録店舗でご確認ください）。

Q 店舗の会員カードの名義が世帯主でない場合、会員カードを使うと補助の対象外になるのでしょうか。

A 会員カードを使用した結果として、登録店舗から交付されるレシート又は領収書に記載されるお名前が、世帯主または世帯構成員である親族のお名前であれば、問題ありませんが、それ以外の方のお名前が記載される場合は、補助対象外となりますので、特にご注意ください（※レシート等に記載されるお名前については、あらかじめ、購入される登録店舗でご確認ください）。

Q 2世帯住宅の場合、それぞれの世帯の世帯主が申請できますか？

A 世帯ごとに要件を満たしていれば、それぞれ申請できます。

Q 住民税非課税世帯でも申請できますか？

A 申請できます。

Q 市税を分納している場合も申請できますか？

A 本来の納期限を経過した未納の税がある場合は、たとえ分納の期限が未到来でも申請はできません。

Q 今年になってから大和郡山市へ転入しているため、大和郡山市に市民税の納付はしていませんが、対象になりますか。

A 対象になります。

Q 市外から大和郡山市へ転入予定ですが、申請できますか？

A 申請日時時点で大和郡山市に住民票を置く方に限ります。転入予定の段階では申請できません。

Q 大和郡山市から市外へ転出予定ですが、申請できますか？

A 次の条件の全てに該当する場合に限り、補助対象となります。

- ① 申請日時点から補助金交付決定日まで継続して大和郡山市内に住民票があること。
- ② 補助金を受けて購入した対象家電製品を、自らが住民票を置いて住居する大和郡山市内の住居に設置すること。
- ③ 設置した対象家電製品を、自らが生活の用に供すること。

よって、ご質問の場合は、対象外となる可能性が高いです。ただし、申請者が転出された後も、それ以外の世帯構成員の方が引き続き大和郡山市内の同じ住居に住民票を置いてお住いになり、対象家電製品を生活の用に供される場合は、対象になります。

対象となる家電製品・対象となる費用について

Q 補助の対象となる家電製品は何ですか。

A 補助の対象となる家電製品は、

- ① エアコン（資源エネルギー庁が定める省エネ性能 100%以上（目標年度 2027 年度。緑のエコマークが目印です。）のものに限ります。）
- ② 冷蔵庫（資源エネルギー庁が定める省エネ性能 100%以上（目標年度 2021 年度。緑のエコマークが目印です。）のものに限ります。ただし、冷凍庫のみの製品は対象外です。）
- ③ LED照明器具（屋内の居室等の天井、壁、梁等に設置し、広く室内全体を照射するものに限ります。なお、ランプのみの交換は対象外です。）

の3種類です。

Q 新規・買い足しの購入は対象になりますか？

A 対象外です。ご自宅でご使用の家電製品を、同種、同数の対象家電製品に買い換えしてご自宅に設置し、古い家電を廃棄した場合のみ、対象となります。（なお、エアコン、冷蔵庫については、リサイクル費用を負担したことが条件となります。）

Q 家電を処分ではなく下取りに出して同数の対象家電製品を購入した場合は、対象になりますか？

A 対象外です。同数の家電製品を買い換えしてお住いのご自宅に設置し、古い家電製品を廃棄した場合のみ、対象となります。（なお、エアコン、冷蔵庫については、リサイクル費用を負担したことが条件となります。）

Q 家電製品を処分せず、人に譲る場合は対象ですか？

A 対象外です。同数の家電製品を買い換えしてお住いの居宅に設置し、古い家電製品について廃棄した場合のみ、対象となります。（なお、エアコン、冷蔵庫については、リサイクル費用を負担したことが条件となります。）

Q 展示品は対象ですか？

A 未使用品であり、新品と同様のメーカー保証が受けられる場合に限り対象となります。

Q 中古品は対象ですか？

A 対象外です。

Q リース品は対象ですか？

A 対象外です。

Q 冷凍庫は対象ですか？

A 冷凍機能のみのものは対象外です。

Q 型落ち製品は対象ですか？

A 省エネ基準などの要件を満たし、新品としてメーカー保証が受けられる場合に限り対象となります。

Q 申請できるのは1台の代金だけですか。

A エアコン・冷蔵庫・LED照明器具の組み合わせ自由で最大で5点までの対象家電製品の、税込本体価格を合計して申請できます。(同日に同一店舗で購入した場合に限ります。)

Q 購入価格の全額が補助の対象になりますか。

A 対象になるのは、対象家電製品の税込本体価格のみです。それ以外の費用は対象外です。

Q 運搬費、工事費、付属品の購入費、延長保証料、リサイクル費用などは、対象になりますか。

A いずれも対象外です。対象になるのは、対象家電製品の税込本体価格のみです。

家電の設置・用途について

Q 住宅兼店舗に設置する場合は対象ですか？

A 住民票所在地の住宅兼店舗における、居住部分に家庭用として設置され、使用されていた家電製品の買い換えであって、対象家電製品を買い換え前と同様の用途として設置し、使用する場合は対象となります。

Q すでに取り外している家電製品を処分し、対象家電製品を購入する場合は対象ですか？

A 制度の趣旨は、現在、家庭用として使用されている家電製品について、省エネ性能の高い製品への買い換えを促進することにより、エネルギー消費の効率化や、温室効果ガスの排出削減を図ろうとするものです。この趣旨に沿った買い換えでなければ、対象にはならないものです。

Q 登録店舗以外の事業者で取り外し・リサイクル券発行を行い、その後、登録店舗で購入した製品を設置する場合は対象ですか？

A 購入期間(令和8年10月15日から令和9年2月1日まで)中に、取り外し・リサイクル・購入の全てが行われているのであれば、対象です。ただし、申請にはリサイクル券の添付を要するため、申請日はリサイクル券の取得日以後になります(※その結果、申請期間を経過した場合や、予算の上限に到達した場合は、申請できません)。

Q エアコンの補助申請をした後に、エアコンの寸法が合わなかったため、製品を変更することになりました。申請内容の修正は必要でしょうか？また、修正はどのように行えばよいでしょうか？

A 変更申請が必要になります。購入店舗で「大和郡山市省エネ家電販売明細書」の差し替えを受けて

いただき、速やかに手続きしてください。手続きの方法は、事務局までお問い合わせください。

Q 冷蔵庫の補助申請をした後に、製品が設置場所に収まらないことが判明し、購入をキャンセルしました。どうすればよいのでしょうか？

A すでに補助金が給付されている場合は、補助金の返還が必要になります。また、補助金の交付前の場合は、交付申請の取り消しが必要になります。いずれの場合においても、速やかに事務局までお問合せのうえ、案内に従って手続きしてください。

家電の購入方法、購入日、購入店舗、領収書（レシート）の取扱いについて

Q 対象家電製品は、いつからどこで購入できますか。

A 令和8年10月15日以降に、市内の登録店舗で購入できます。

Q 家電販売店であれば、どこでも対象家電を購入できますか。

A 購入できるのは、大和郡山市内の登録店舗に限ります。登録店舗については、市のホームページをご覧ください。

Q ネット通販で購入した場合は対象ですか？

A 対象外です。大和郡山市の登録店舗で購入したものが対象です。

Q 市外の店舗で購入した場合は対象ですか？

A 対象外です。大和郡山市内の登録店舗で購入したものが対象です。

Q 購入契約締結時に手付金を支払い、後日残金を支払った場合、購入日はいつになりますか？

A 税込本体価格の総額が支払われた際に販売店から交付される領収書又はレシートの領収日付を購入日とします。

Q 契約日が購入対象期間前で、支払日・領収書の日付が購入対象期間内の場合は対象ですか？

A 領収書やレシートの日付が購入対象期間内であれば対象となります。

Q 請求書と振込明細で申請できますか？

A 代金支払い完了後に登録販売店から発行される領収書又はレシートが必要です。

Q 領収書やリサイクル券の原本を提出してもいいですか？

A 原本を提出しても差し支えありませんが、いかなる理由があろうとも、返却には応じられませんので、あらかじめご承知ください。

Q 別の日に購入した対象家電製品をまとめて申請できますか？

A 同日中に同一店舗にて購入したものに限り、まとめて申請できます。

Q 同じ日に別々の店舗で購入した場合は対象ですか？

A 同日中に同一店舗にて購入したものに限り、まとめて申請できます。

Q 同じ日に同じ店舗で購入しましたが、店舗の都合でレシートが別々になった場合、購入費用を合計して申請することはできませんか。

A レシートが別であっても、同日中に同一店舗で購入した対象家電製品であって、店舗で発行される「大和郡山市省エネ家電販売明細書」が、一体的に作成されている場合は、合計して申請できます。

国、県等からの補助金を受けている場合の取扱いについて

Q 住宅のリフォームに伴い、国からの「みらいエコ住宅2026事業補助金」を受ける予定ですが、その補助上限のアップのために特定エコ住宅設備として高効率エアコンを設置する予定です。そのエアコンが対象家電製品の場合、併せて市の補助金も申請することはできますか？

A 国、県等から受ける予定の補助金の算定に含まれる家電製品の買い換えについては、市の補助金の申請に含むことはできません。

Q 住宅のリフォームに伴い、国からの「みらいエコ住宅2026事業補助金」を受ける予定ですが、その補助金申請には算入しないエアコンの買い換えについては、別途、市の補助金を申請できますか？

A 国、県等から受ける予定の補助金の算定に含まれていない対象家電製品の買い換えについては、申請できます。

リサイクル券について

Q リサイクル券の添付は必要ですか？

A 「大和郡山市省エネ家電販売明細書」にリサイクル費用が明記されていれば、リサイクル券の添付は不要ですが、購入店舗以外にリサイクルを依頼した場合は、リサイクル券の添付が必要になります。

Q リサイクル券に費用の記載は必要ですか？

A なくても差し支えありません。

Q リサイクル券をなくした場合は、添付しなくても申請できますか？

A 「大和郡山市省エネ家電販売明細書」にリサイクル費用の記載がない場合は、はリサイクル券（の写し）の添付が必要です。

Q リサイクル券の日付が購入対象期間前の場合は対象ですか？

A 対象外です。リサイクル券の日付も購入対象期間内である必要があります。

申請方法について

Q 申請には、どのような方法がありますか？

A スマートフォン等を利用したオンライン申請と、郵送申請があります。

Q オンライン申請の到着日は、いつになりますか？ 郵送申請の到着日は、発送日・消印の日・送着日のいずれになりますか？ オンライン申請と郵送申請では、どちらが早く受付されますか。

A オンライン申請の到着日は、申請日と同日になります。郵送申請の到着日は、実際に事務局が申請

書を受領した日になります。同日に申請を行った場合、オンライン申請の方が、早く受付されることになります。

Q 同一日に到着した申請が複数あった場合、実際に事務局が受領した順に補助対象となるのでしょうか？

A 同一日に送達された申請は、時間の先後に関係なく、同時に送達されたものとして取り扱います。予算の上限に到達した日に多数の申請が送達された場合は、同日中に送達された申請の中から、抽選で補助対象者を選定します。

Q オンライン申請のフォームへは、どこからアクセスできますか？

A 登録店舗等で配付している補助金交付申請書に記載のQRコードからアクセスできます。

Q 申請に不備があった場合はどうなりますか？不備があっても先着扱いにはなりますか。

A 事務局から申請書に補正依頼を行います。原則として、補正が完了するまでは、受付は保留となるため、先着扱いになりません。

Q 申請用紙はどこで手に入りますか。

A 登録店舗等で配布しています。紛失された場合は、事務局までお問い合わせください。

Q 郵送による申請の場合、申請書の送料や、コピー代等は誰の負担になりますか？

A 恐れ入りますが、補助金交付の是非にかかわらず、申請者様においてご負担をお願いします。

予算残額の確認について。同日に到達された申請の取扱いについて。

Q 予算の残額はどうしたら確認できますか？

A ホームページ上で前日（休日を挟む場合は直近の開庁日）時点の残額を随時ご確認いただけます。チラシ等にQRコードを設けておりますので、ご利用ください。

Q 買い換えを行った時点では、補助金は十分残っていたが、申請書を送付する間に、予算の上限に到達してしまった場合、補助金の交付は受けられないのでしょうか。

A 申請書が事務局に送達した時点で、すでに補助上限に到達していた場合、補助金は受けられません。補助金の残額に十分にご留意の上、買い換えをするかどうかご判断ください。なお、補助金の申請総額が予算上限に近づいた時点で申請される場合は、申請と同時に送達されるオンライン申請の方が比較的有利ですが、必ず補助を受けられるわけではありませんので、ご注意ください。

Q 補助金の上限に到達した日に到着した申請が多数の場合、取扱いはどうなるのですか？

A 同一日に到達した申請は、すべて同時の到着として取り扱い、抽選で対象者を選定する予定です。

支払い・値引きについて

Q 対象家電製品の代金の支払方法により、補助対象外になってしまう場合がありますか？

A 補助対象になる支払方法と、補助対象にならない支払方法は、次のとおりです。

× 補助対象にならない支払方法

- × 特定の販売店や、販売店グループ店舗等、特定の範囲の店舗でしか使えないポイント・クーポン・商品券等による支払い → 対象外
- × 値引き・割引 → 対象外

○ 補助対象になる支払方法

現金払い、クレジット払い、共通商品券、大和郡山市商工会商品券、リボ払い、Pay 払い、概ね全ての店舗で使えるポイント払い（pay 払いポイント等）、ローン払い※

※ ローンなど分割払いによる支払については、信販会社などが販売店への代金全額の支払を代行し、申請者が信販会社等に対して代金相当額を分割返済する場合は、対象になりますが、申請者ご自身が販売店等に対して分割で代金を支払う場合は、支払総額に係る領収書等が発行されるまで、補助金の申請はできません。

Q PA y PA y、d 払い、楽天ペイなどのQR コード決済による購入は対象になりますか？

A 例示されたような、広範な店舗で使用可能な決済方法による支払は対象になります。ただし、特定の店舗や、特定のグループ店舗でしか使えない決済方法による支払は対象外です。

Q QR コード決済でポイントを使った場合は対象ですか？

A 広範な店舗で使用可能なQR コード決済方法に設けられたポイント制度による支払は対象になります。ただし、特定の店舗や、特定のグループ店舗でしか使えない決済方法に設けられたポイント制度による支払は対象外です。

Q 商品券、ギフトカードによる支払は対象になりますか？

A 共通商品券、大和郡山市商工会商品券など、市内の広範な店舗で使用可能な商品券等による支払は対象になりますが、特定の店舗や、特定のグループ店舗でしか使えない商品券等による支払は対象外です。

Q 店舗独自のポイント、グループ店舗の共通ポイント、クーポン、割引等を使った場合、補助金の算定には影響しますか？

A 店舗独自のポイント、グループ店舗の共通ポイント、クーポンなど、特定の店舗や店舗グループでしか使えない決済方法による支払額や、割引額の部分は、補助対象外となります。現金払いなどの補助対象となる支払方法と、補助対象にならない支払方法とを、合わせて支払が行われた場合は、税込本体価格のうち、補助対象になる支払方法により支払われた部分だけをもとに算定した金額が補助金として交付されます。

Q 販売店の販促キャンペーンとして、携帯電話やインターネットサービス、有料放送等の所定のサービスの提供に関する契約を締結した場合、商品代金の総額から一定額の割引を行っていますが、補助金の算定には影響しますか？

A 本事業は、省エネ家電製品への買い換えに伴う家計負担を支援することを趣旨としていますので、

内容の如何にかかわらず、割引額の部分は、補助対象外となります。現金払いなどの補助対象となる支払方法と、割引等の対象にならない方法とを、合わせて支払が行われた場合は、税込本体価格のうち、補助対象になる支払方法により支払われた部分だけをもとに算定した金額が補助金として交付されます。

Q ローン払いや分割払いの場合は、対象になりますか？

A 信販会社等が販売店に代金全額の支払いを代行し、申請者が信販会社等に対して代金相当額を分割返済する場合は、対象になります（※詳しくは事務局までお尋ねください。）が、申請者ご自身が販売店等に対して分割で代金を支払う場合は、支払総額の支払を完了し、総額に係る領収書等が発行されるまで、補助金の申請はできません。

添付書類・写真について

Q 本人確認書類はどのように提出しますか？

A オンライン申請の場合は、マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証等（裏面に記載がある場合は両面）をスマートフォン等などで撮影して添付してください。郵送申請の場合は、写しを添付してください。

Q 顔写真のない本人確認書類は使えますか？本人確認書類のうち、1種類でよいもの、2種類必要なものを、それぞれ挙げてください。

A 本人確認書類として使用できる証明書は、次のとおりです。

1種類でよいもの・・・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、
船員手帳、在留カード又は特別永住者証明書等、小型船舶操縦免許証、
電気工事士免状、障がい者手帳など
※ マイナンバーカードは表面のみ。

2種類必要なもの・・・健康保険の資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳、
各種年金証書など

Q 本人確認書類の記載住所が古い場合でも使えますか？

A 最新の住所が確認できる本人確認書類を使用してください（住民票の住所と一致していることが必要です）。

Q オンライン申請に添付する証明書等の写真を撮る際に、気を付けることはありますか。

A 証明書の記載事項が読み取れる画像であることが必要ですので、あらかじめご確認いただくようお願いいたします。

Q オンライン申請時の「大和郡山市省エネ家電販売明細書」は、どのようにして提出しますか？

A 記入済みの登録店舗記入用紙を写真に撮ってアップロードしてください。又は、pdf ファイルで添付していただいてもかまいません。

申請書の不備・審査について

Q 申請書の記載事項や、添付書類等に不備があった場合、どうなりますか？

A オンライン申請の場合は電子メール、紙申請の場合は郵送で連絡します。内容により、電話で連絡する場合もあります。

Q 不備の連絡はどれくらいで届きますか？

A 申請状況によりますが、2週間程度を目安に連絡します。

Q 不備があった場合、受付はどうなりますか？

A 原則として、不備が是正された時点での受付となります。その間に申請金額が予算の上限に到達した場合、補助金は不交付となりますので、記載事項の記入漏れや、書類の添付漏れ等がないか、必ずご確認のうえ、申請するようにしてください。

Q 振込はいつ頃になりますか？

A 不備のない適正な申請が受付されてから、およそ1か月程度を想定しています。申請内容や添付文書等に不備があった場合は、不備がすべて是正された時点から、およそ1か月程度となります（補助金の交付は、その時点で予算の上限に達していない場合に限ります。）。

Q 審査が通った場合、通知はありますか？

A 交付決定通知を郵送します。また、不交付となった場合もその旨の通知を郵送します。

以下余白